

【入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額について】

当院では入院時食事療養/生活療養（I）の届出を行っています

東3階病棟、西3階病棟、4階病棟、療養病棟に入院する65歳未満		食費 (1食)
一般所得者		510円
一般所得者（指定難病患者）		300円
住民税 非課税	(II)	過去1年間の入院期間が90日以内
		240円
	(I)	過去1年間の入院期間が90日超
		70歳以上
		110円

療養病棟に入院する65歳以上の方		食費 (1食)	居住費 (1日)
・一般所得者			
・住民税非課税の方を除く、重篤な病状又は集中的に治療を要する者等 (24時間持続点滴、人工呼吸の使用、ドレーン法又は胸腔腹腔洗浄等)		510円	370円
一般所得者（指定難病患者の方）		300円	0円
住民税 非課税	(II)		240円
	(II)	重篤な病状又は集中的に治療を要する者等 (24時間持続点滴、人工呼吸の使用、ドレーン法又は胸腔腹腔洗浄等)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下 240円
			申請月以前の12月以内の入院日数が90日超 190円
	(II)	指定難病患者	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下 240円
			申請月以前の12月以内の入院日数が90日超 190円
	(I)		140円
	(I)	指定難病患者	
		老齢福祉年金受給者	110円
		境界層該当者	0円

- 当院では選択メニューを週2回実施しています（1食22円（税込）加算）
- 療養病棟では、行事食を提供しています（1回660円（税込）加算）
- 住民税非課税（I）（II）は世帯全員が住民税非課税等の基準があります